

比治山大学学生表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、比治山大学学則第65条、比治山大学大学院学則第53条及び比治山大学短期大学部学則第68条の規定に基づき、本学学生の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する本学学生又は本学学生を主たる構成員とする団体を対象とする。

- (1) 学業において、特に優秀な成績を修めた者
- (2) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる個人又は団体
- (3) 課外活動において、特に優秀な成績を修め、本学名誉の向上に功績があったと認められる個人又は団体
- (4) 社会活動において、特に顕著な業績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる個人又は団体
- (5) その他前4号と同等以上の表彰に値すると認められる個人又は団体

(表彰対象者等の推薦)

第3条 学部長、研究科長又は短大部長（以下「関係学部長等」という。）は、前条各号の一に該当すると認める個人又は団体があるときは、学長に表彰の推薦をすることができる。

(表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があったときは、第2条第1号及び第2号については教学委員会、それ以外については学生委員会の意見を聴いて表彰者を決定し、関係学部長等にこれを通知する。

- 2 関係学部長等はこれを教授会又は研究科委員会に報告する。
- 3 学生委員会は、選考に当たり学生委員以外の教職員及び後援会の代表者の意見を聴くことができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状及び記念品を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、その都度速やかに行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年7月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年11月26日から施行する。

附 則 (平成18年3月6日改正)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月22日改正)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月13日改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。